

国家の本質と国家権力の正当性

庄 野 隆

(文理学部・法学研究室)

The Nature of the State and Legitimacy of its Power

Takashi SYONO

目 次

1. 問題考察の視点と意味
2. 国家の本質
3. 政治権力と国家権力
4. 国家権力の正当性
5. むすび

1. 問題考察の視点と意味

政治現象は国家についてのみの固有の現象ではなくして、社会集団全般に現われる一般的、普遍的な現象であるが、近代国家以降においてもっとも顕著に、しかも典型的に現われる現象である。普通、国家を形成する三要素として領土、国民および主権をあげ、この三要素を具備するものを国家として説明することがある。しかし、これだけでは国家を形成的に、あるいは法律的に説明することができても、なぜ国家が政治現象のなかでとくに重要な意義をもっているのかが明らかにされないのである。

ここで問題にしようとする国家は、抽象的なそれではなくして、歴史的國家を指すのである。すなわち、原始國家、古代國家、および近代國家を歴史的、発展的にみてもそれぞれの段階における國家には著しい相違がみられるのである。政治現象の観点を前述のように理解すれば、中世以前の國家においては、近代國家ほどの重要性をもって、必ずしもその対象とはしないのである。そして國家とはなにか、その本質はどうか、という問に対して現在まで確然とした定説が存在しないのは國家自体が歴史的に変遷してきているからであろう。すなわち、従来の國家観には、理想主義國家観、社会学的國家観、有機体的國家観、法律学的國家観、階級的國家観など非常に多くのものがある⁽¹⁾。

さて、われわれは國家の本質を明らかにするためには、國家と社会との關係を究明しなければならぬであろう。多元的國家論者であるバーカー (Ernest Barker) はすでに社会集団の噴出現象に着眼して、社会集団の本質を理論化することによって、國家の本質を一社会集団として認めるとともに、これらの社会集団の連立的な構成によって巨大社会は成立するという見解を提出するとともに、國家機能は社会諸集団間の調整に限定されたのである⁽²⁾。

ラスキもバーカーの影響を受けて同様な理論的根拠にたっているのであるが、バーカーは集団が個人の人格に対してもつ積極的意義を高く評価しているのに対して⁽³⁾、ラスキは社会集団を構成する人間そのものの認識から理論を構成しているのである⁽⁴⁾。これに関連して、かれらと同じ理論的立場をとっているマッキーバー (Robert M. MacIver) は、われわれがいくところどころでもわれわれと行を共にするのは社会である。われわれに結合の意識、すなわち、あらゆる社会的動物が必要とし、かつ切望するところの結合の意識を与えるのは社会である。われわれを育てるのは単に國家だけではなく、あるいは主として社会である。われわれは社会と國家とを同一視してはならない、と述べているのである⁽⁵⁾。この場合の社会は共同社会 (Community) を意味しているのでは

る。したがって、国家は共同社会の機関であると同時に政治組織であり、それ自体が一つの社会、すなわち、部分社会であるとみなされるのである⁽⁶⁾。換言すれば、国家は共同生活の機関であり、種々の社会集団を整序する機能をもった組織であって、このような意味での目的社会もしくは部分社会であるということができるのである。したがって、共同生活における様々な利害の対立、社会的分化が適切に整序されているかぎり、国家の機能は十分に発揮されているということができるであろう。逆に、共同生活が一体性を失い、国家の内部に分裂が生じて社会集団の統制に失敗した場合には、単なる機関、組織に過ぎない国家が、戦争や革命などによって共同生活、社会生活を崩壊させる結果になるのである。しかしながら、人間が集団生活を営む以上、うえのようにして崩壊した共同生活や社会生活はまた新しい統一を求めてやまないのである。

前述のような社会における共同生活は、つねにその社会の比較的少数者の意思に対する国民一般大衆の服従のうえになりたっているのである。服従する一般大衆は、支配する少数者の支配権限の淵源、支配権の本質、その行使の態様などについて、明瞭な探求や究明をしたうえで、その支配の正当性を信ずることができる場合にはじめて服従するのではなくして、普通の場合はただ慣性的、受動的に、現存の政治体制のなかで与えられた支配秩序に従っているのである。すなわち、国民大衆はかれらがそのなかで生れ生存している限りにおいてめったに検討したこともない諸制度の意思にしたがって、自己の意思をきめるのである。かれらは惰性から国家権力に服従し、かれらの抵抗すら合理的欲求からではなくして、盲目的な憤怒である場合が多いのである⁽⁷⁾。しかも、社会生活の特徴は、少数者の意思への多数者の思慮なき服従であって、人間生活は、国家の諸制度という背景のなかに、一番しっかりとめこまれているからである⁽⁸⁾。ところで、国民一般大衆に対する少数者の支配は、支配者がその大衆への奉仕を標榜して、政治組織や政治機構が民主主義的な原理によって貫かれている場合でも、避け難いことである。すなわち、民主主義の原理に従って共同体構成員のなかから全体の代表者が選定され、その根源の範囲と限界が明確に定まり、権限の範囲が縮小されるように努められる場合でも、つねになんらかの命令権がその代表者ないしはそれらを構成する機関に与えられることは当然である。このようにして国民一般大衆に奉仕すべき代表者は、実質的には多数者のうえにたつ支配者であり、通常の場合、多数者の黙従のうえにその権限が行使されていくのである。

とくに近代のいわゆる主権国家においては、その合法的な物理的強制力の独占と一切の反抗権の排除を背景として、社会生活の秩序の維持が国家権力とその制定法によってなされるのである。地域社会に居住する者としてわれわれは国家権力から離れることはできないのである。われわれが自発的に所属する社会集団の場合にも、その掟、規約、慣習などがあり、それに違背すると社会的制裁を受けることさえある。しかし、通常の場合その権力は国家権力のように普遍的であり、かつ、強力なものではないのである。国家権力の場合においては、たとえ構成員の相当数の人々がその支配になんかの道徳的権威・正当性を認めえない場合でも、結局においては刑罰などの力でもってかれらを拘束し服従を要求するのである。国家はそれをなしうるという一般的承認をはじめから与えられているのであって、しかも国家権力の活動範囲、その機能の内容などは、あらゆる生活分野に及んでいるから社会的行為の全面を支配するのみならず、人間精神の内奥にまでも強い影響力を及ぼすのである。たしかに国家は、人間の内面性に属するもの（宗教的信念、道徳、芸術、学問など）はなにものもみずから生産しえないのであって、これらのものは個人の精神からのみ創造されるものであろう。しかし、国家のそれに対する態度や方策が文化内容の創造・発展・衰頹などの運命にとって重要な意味をもつものであり、人間の内面性に深く関連をもっているのである⁽⁹⁾。

さらに国家は、その時代、その時代の政治の基本的秩序ないしは体制に重大な影響を及ぼすような政治的信条や思想行動に対しては決して無関心ではなかったのである。

つまり国家は、人間の個性によって成立する社会集団の結合する関係を緊密に整序して、そこに均衡のとれた状態を保つために存在するのであるが、国家は社会集団の結合関係を規整するためにだけ存在するのではなくして、人間および社会集団は一方において対立抗争を続けながら、同時にまた一体的な共同生活を通じてつねになにものかを実現しようとするものである。ここに集団意思、ひいては国家意思を形成して、その内容を実現するために、決定をなす法的権力を委ねられた少数者が決定をくださるのである。国家の意思とは結局は政府の意思である。また、日常の国家権力の法的源泉は法を制定する人々にある。つまり、国家活動の有効な源泉は少数者であって、かれらの法が共同社会を法的に拘束するのである⁽¹⁰⁾。しかし、この権力はつねに信託物であり、つねに条件づきで保持されなければならないことは勿論である。国家の意思は国家の領域にあるすべての人々の吟味に服さなければならないのである⁽¹¹⁾。それは日常の行政という形に翻訳されて、国家の意思となるのである。

そこで、国家は国家意思を国民一般大衆に強制できるかという権力の正当性の問題に直面するのである。正当性といえば、倫理的価値を指すところの一つの倫理的な概念であると考えられるが、正当性はこの概念を排除して、事実としての権力を、権利としての権力にまで高めるために、人々に対して一般的包括的な承認を与えるのである。また、一般的客観的規則への合法性が、正当性の代用物として通用してきたのである。

〔註〕

- | | | | | |
|-----------------------|---------------------------|-------|------|---------------|
| 1. 横越英一著 | 政治学体系 | 1967年 | 頸草書房 | p. 97~129 参照 |
| 2. Ernest Barker, | Church., State and Study, | 1930, | | p. 158~160 参照 |
| 3. Ernest Barker, | ibid., | | | p. 165 参照 |
| 4. Harold J. Laski, | Problems of Sovereignty, | 1917, | | p. 19 |
| 5. Robert M. MacIver, | Community, | 1920 | | p. 130~131. |
| 6. 秋永肇著 | 現代政治学Ⅱ | 1960年 | 富士書店 | p. 189. |
| 7. Harold J. Laski, | Grammar of Politics, | 1925, | | p. 19. |
| 8. Harold J. Laski, | ibid., | | | p. 21. |
| 9. 加藤新平著 | 国家権力の正統性 | 1950年 | 弘文堂 | p. 3~5. |
| 10. Harold J. Laski, | Grammar of Politics, | 1925, | | p. 36. |
| 11. Harold J. Laski, | ibid., | | | p. 36 |

2. 国家の本質

国家は社会とともに悠久の歴史をもっているのであるが、社会から区別された独自のものとしての国家という観念が生れ、それが確立されるためには、非常に長い歴史の過程を通じてきたのである。

今日、一般に国家をあらわす言葉は、State, Staat, E'tat といわれているのであるが、これらの言葉はいずれもラテン語の Status に由来しているといわれているのである。この Status という語は、一般的に人、あるいは人々の団体の立場 (Standing), すなわち地位 (position) を意味し、さらに、それは全体社会の立場、あるいは地位に適用されるようになったのである。そして、国家という語は16世紀にイギリスにおいて使用されるにいたったのであるが、その語とともにイタリアからある一人の人間または人々の団体に付与された高い身分あるいは威厳 (Stato) という観念をもち込んできたのである。それは政治的性質をもつ、しかも優越あるいは最高といったたぐいの特別な地位を意味したのである。このようにして、国家は第一義的には優越した最高の政治的権威である地位を意味し、それは派生的に、このような地位を享受する人または団体に適用されるにいたったのである。これはイタリ語の Sovrano を通じてイギリスに伝えられた主権 (Sovereignty) および主権者 (Sovereign) という語と同視されるようになったのである。17世紀の中頃に、ルイ

14世が、国家、それは朕なり (L'État c'est moi!), と豪語したのであるが、かれは自明の理を述べているのであって、かれは最高の政治的権威としての身分と地位を享受する人間であり、したがって、それは国家であった。このように国家と主権者とを結びつけることは、一方において封建的な割拠的勢力に対抗し、他方において教会および神聖ローマ帝国に対抗して、君主権を認証する意味をもっていたのである⁽¹⁾。このような見解にもとづけば、国家はその本質において権威そのもの(優越した権威)とみなされ、法はその権威によって、国家の国民である人々に対して定められた命令の体系と考えられるのである。しかしながら、18世紀末以降は、国家、それはわれわれである (L'État, c'est nous!), ということができるであろう。国家はいまや全共同社会、つまり法的結社そのもの、法的組織の総体である。これは民主主義であり、あるいは民主主義の結果である。したがってわれわれは、国家をわれわれみずから与えた法的結社、またはみずから形成した法的結社として考えなければならないのである⁽²⁾。すなわち、国家はいまや法的に組織された共同社会全体の地位または状態である。このような国家の概念にもとづいて、それと相関的な法の概念が生れるのである。それは第一次的には構成員自身の行為によって批准された憲法によって、第二次的には構成員を代表し、構成員に代って憲法のもとで活動し、憲法によって授与された権威によって活動する団体または諸団体によってつくられた現行の法的規則の体系という形における結社全体の所産である⁽³⁾。

さて、人間一般は少なくとも積極的、継続的に政治的動物であると仮定するのは、重大な誤りである。大多数の人々にとってもっとも重要な生活の連関は、私的連関である。かれらは隣人たちを意識しているのであるが、隣人たちこそ実は全世界であるという基本的事実を把握することは稀である。人間は集団行動を求める性質があるところから对人的行為関連のなかであって、この社会的関連なしには生きていくことができないのである。このような社会的関連が継続される時、人間は他の人間に対して社会関係にたつのである。人間はさまざまな社会集団に所属することによってその欲求をみたすのであるが、これらの多種多様な集団は相互に関連し合いながら全体的な社会をつくり出すのである⁽⁴⁾。この全体的な社会を全体社会とよび、それを構成する多様な集団を部分社会とよぶならば、全体社会は複数の部分社会から構成されていることになるのである。そこで国家を全体社会とみるならば、国家と社会の区別はないということになるのであるが、政治学においては前に述べたように、あくまでも国家を部分社会とみて、国家と社会を確然と区別しているのである。すなわち、あるものは国家は全体社会と異なり、特殊目的を追求する点で部分社会にほかならないということにその論拠を求め(多元的国家論)、他のものは、国家はいかなる目的をも追求するので、目的の点では全体社会と区別しえないのであるが、特殊な行動方式をとることにその本質があるという点で、国家は部分社会であるとするのである(Max Weber)⁽⁵⁾。しかし、本稿においては、わたくしは、既述のようにマッキンバーと同じ立場にたつて、国家は社会集団を整序する機能をもった組織ないしは機関(organisation)であって、このような意味での目的社会もしくは部分社会であるという立場を堅持しているのである。

近代社会の市民は、すべてどこかの国に属しているのであるが、かれらは法律的には、国家の命令に服従しなければならないのであって、その生活のわくは、国家の課する規範によって定められているのである。これらの規範が法律であり、その領域内に居住するすべての人々にこのような規範をおしつける力をもっている点に、国家の本質が発現できるのである。なぜならば、かれらは法律的には、国家の命令に従うほか選ぶ道がないからである。これらの命令は、どんな他の団体が個人に対してなす要求よりも優位にたっているのである。国家は、いわば、近代社会組織の頂点にあって、国家のもつ特性は、国家が他のあらゆるかたちの社会集団よりも優越している点に発見できるのである。

このようにして、国家は人間の行動を規制する一つの方法であり、命令の体系をつくりあげ、それを守られるようにするために強制力をつかうのである。国家自身の立場からいえば、これらの命令の効力は、命令そのものから生まれてくるものである。すなわち、国家の命令が合法的なのは、それが善であるからでも、正義になつたものであるからでも、賢明なものであるからでもなくして、まさにそれが国家の命令だからである⁽⁶⁾。国家の命令は、人々がどのように行動すべきであるかを法律的に表現したものであり、人々はこの種の最終決定権をもっている唯一の権威によって定められたように、行為しなければならないのである⁽⁷⁾。しかし、これらはめったに検討したこともない諸制度の意思にしたがって、自分たちの意思をきめるのである。そして、かれらは情性から政府の命令に服従するのである。社会生活の特徴は、少数者の意思への多数者の思慮なき服従である⁽⁸⁾。

そこでもし、その規則が侵犯されるようなことがあれば、この少数者がその権威を守るために必要なあらゆる強制手段をつかうという共通の性格をもっているのである。

要するに、国家は政府と被治者からなる地域社会である。その場合、政府は国家のなかにあつて、国家の根底にある法令を適用する人々の集団である⁽⁹⁾。そして、かれらは同じ地域社会の他の人々と違って、これらの命令を守らせるために強制力を行使する権能をもっているのである⁽¹⁰⁾。すなわち、いずれの国家にも、他のすべての意思に対して法律的に優越している一つの意味がある。これが主権的意思である。この意思が社会の最終決定をおこなうのである。これは他のいかなる意思からも命令されることがないし、また、その権威を最終的に他に譲ることはないのである。そこで、この意思がどのような決定をくだそうとも、それは領域内のすべての住民を拘束するのである。住民はこの決定を非道徳的とみることもあろうし、賢明でないと考えることもあろう。しかし、それでもかれらは、法律的にはこの決定を守るように拘束されているのである。帰するところ国家の意思とは政府の意思であり、これらの規則を規定し強制する人々が、政府である⁽¹¹⁾。そしてさまざまな規則のうち、これらの規則の制定方式、改廃方法、制定権者についてきめている部分が国家の基本法（憲法）とよばれるものである⁽¹¹⁾。

〔註〕

- | | | | | |
|----------------------|---|-------|------|-------------|
| 1. 秋永肇著 | 現代政治学 I | 1960年 | 富士書店 | p. 180. |
| 2. E・バーカー著 堀豊彦外訳 | 政治学原理 (Principles of Social Political Theory, 1950) | 1969年 | 頸草書房 | p. 109~110. |
| 3. E・バーカー著 | 堀豊彦外訳 | | 同著書 | p. 165 参照. |
| 4. Harold J. Laski, | Problem of Sovereignty, | 1917, | | p. 19. |
| 5. Rober M. MacJver, | Community, | 1920, | | p. 130~131. |
| 6. 秋永肇著 | 現代政治学 II | 1960年 | 富士書店 | p. 189. |
| 7. Harold J. Laski, | Grammer of Politics, | 1925, | | p. 19. |
| 8. Harold J. Laski, | ibid., | | | p. 21. |
| 9. 加藤新平著 | 国家権力の正統性 | 1950年 | 弘文堂 | p. 3~5. |
| 10. Harold J. Laski, | Grammer of Politics, | 1925, | | p. 36. |
| 11. Harold J. Laski, | ibid., | | | p. 36. |

3. 政治権力と国家権力

近代国家の性格は、それがへてきた歴史から生れたものであり、その歴史の光に照らしてみなければ、その性格は明らかにならないであろう。国家の権力は真空のなかで行使されるものではないのである。それはわれわれが国家の価値と危険をどう考えるかは、明らかに国家の奉仕しようとしている目的と、その目的への奉仕のしかたを、われわれ自身がどう考えるかによって、非常に大きく左右されることになるであろう。ラスキは国家の性格は、長年にわたる国家の歴史的事情から生

れたものであることを強調するのである⁽¹⁾。

近代国家の特徴は民主政治、すなわち、民主主義的政治機構に求めることができるのであるが、そのためには中世的な領主的権力を一元的に集中して、そこに統一の秩序を形成することである。国家が他のすべての集団に対して優位を占めたのは、その当時、他のいかなる集団がしようとしてもできなかった生活の秩序を確保する見通しを国家がつけたからである。ここに最高の政治権力としての国家権力が必要とされるのである。しかしながら、国家権力をふくめて政治権力は、その途中の過程においては、機能的に他の社会的権力から必ずしも分離してはならず、その分離は近代以降のことである。換言すれば、それは中世封建社会は経済的には農業を基礎とする自給自足の封鎖経済であり、政治的には土地を媒介とする主従関係によって成立する封建諸侯、教会および都市などの多元的権力の分立、割拠的権力によって特徴づけられるのであり、そこには統一的政治権力はないのである。このような分立的権力を一元的、集中的に統一して成立した国家が近代国家である。近代国家統一の原動力と考えられるものは多くの場合世俗の君主の統一、すなわち、政治権力の集中によって神聖ローマ皇帝およびローマ教皇の絶対的権威に対抗しようとする野望と、発展しつつあった商業経済の担い手である都市の市民階級との利害の一致であった。このことは、前述のような封鎖的自給自足的な経済体制から近代資本主義経済体制への移行であり、等族的な身分社会から近代的な市民社会への進展であった⁽²⁾。この国家段階においてはじめて、政治権力としての国家権力の分岐が実現したのである。すなわち、政治権力と宗教との分離は、すでに中世における教会と国家との対立にその萌芽をみいだすことができるのであるが、政治権力はこの段階ではまだ経済的支配と分離していなかったために、公的権力としての政治権力は確立していなかったといえることができるであろう⁽³⁾。しかし、近代国家の発展とともに国家的支配から分離した政治権力としての国家権力は、その独自の組織と構成をもつようになったのである。近代における国家と市民社会との分離は、権力の見地からみれば、政治権力としての国家権力と社会的諸権力との完成を意味するのである⁽⁴⁾。そして、このことは国家権力の他の社会的諸権力に対する優越性を強調して、これを他の社会的諸権力から切離してしまう傾向を生ずるのである。しかしながら、国家権力は、むしろ政治社会の存続のために優越的権力として他の社会的権力に対する統制をおこないつつも、他方ではそれぞれの時代、それぞれの社会に客観的に必要な機能の分化を尊重して国家権力の恣意的な介入を抑制するばかりでなく、他の社会的諸権力に依存しつつ作用するものでなければ、国家権力自身も安定性を失って崩壊せざるをえないのである⁽⁵⁾。そこで、社会関係における支配的な権力は、それをさらに国家として構成し、その意思を国家意思として、すなわち、法律として一般的な表現を与えることによって、共同意思の承認をかちとるのである。国家は国民大衆の尊重する法律を制定することができる唯一の団体として登場してきたのである。ついに、国家権力を獲得しようとする集団は、まず、自己を市民社会において、もっとも有力な社会的権力としての組織を結合しなければならないということになるのである⁽⁶⁾。うえのことを市民革命の時期についてみると、大工業が成立するに従って、市民階級はその富と社会的権力とを最高度に発展させ社会における有力な集団となったのである。その結果、かれらは政治権力を掌握して、これまで支配階級であった貴族と同業組合を代表する絶対王制を駆逐したのである。かれらの社会的権力の基礎である特権を廃止して、かれらは自由競争を導入して、資本こそが決定的な社会的権力であることを宣言したのである。そして、かれらの社会的諸権力のうえに国家権力を樹立したのである⁽⁷⁾。

われわれがみてきたところによれば、この国家権力の命令の体系のもつ性格は、経済体制から出てくるのであり、この経済体制は、特定の時において、法秩序の基礎であり、またこの法秩序は、社会の有効な要求の影響力を現わすものであった。それは、なぜある国家が、ある種の性格をもった立法をするのかを説明しているのであるが、どのような性格のものでなければならぬかにはふ

れていないのである⁽⁸⁾。どのような国家であろうと、その法令の性格は、国家に向けてなされる有効な要求に対応したものであり、そしてそれらの要求は、一般的には、その国家が支配している社会で経済力がどのように配分されているかによってその内容が変ってくるのである。したがって、経済力がより平等に配分されていなければならないほど、社会の一般的利益と国家の課する法令とが、より緊密な関係にたつということになるのである。そして、もし国家がこれらの要求を実現するための組織であるとするならば、国家のたち向わなければならない経済力が、平等に配分されていなければならないほど、国家の国民への対応の仕方は、より全体的になるであろう。うえのことは歴史の一般的な経験からいえることである。貴族主義的国家が、どうにか存続できるのは、その国家の恩恵に浴することができず、しかもこの国家の根底に挑戦するだけの力を自分たちがもっていることを意識している人々が、あまりにも少数で、力になりえなかったからである。そして、こうした国家が滅亡したのは、生産体制が変化して、財産の国家に及ぼす影響力が大きく変化した結果、今までは権力の外にあった人々も、この新しい事態を有効に利用すれば、国家の課する法令を、自分たちの利益になるように拡大させることができるようになったからである⁽⁹⁾。

さて、政治権力と国家権力の概念の区別の特徴は、国家権力が地域的包括的権力であるということである。これに関するヘルマン・ヘラー (Herman Heller) の見解がある。ヘラーは、政治権力について、それは国家に関連する範疇であるとして、他の社会的権力の形態から区別しているのである。すなわち、政治権力の特有の性格はその大部分が、国家の組織および活動において演ずる役割から派生するものとみなされるのであるが、しかし、政治権力と国家権力とは同一視されないのである。それは政治権力を発現するものは国家だけでなく、政党、国際連合のような国内的・国際的政治団体およびそれ自身の機能が政治的でない教会、企業家団体、労働組合のような団体もふくまれるのである。この意味で一切の政治的に作用する権力と国家権力とは区別されるのである。しかし、この区別の基礎を、かれは、国家権力が国家機関によって制定され保障された法的秩序を自由に処理できる点においているのである。結局、国家権力は、権力を集中的な形態で行使するための、国家という恒久的な特殊の制度的機構を具催しているのである。これに対して政治権力は、地域社会的共同活動を自主的に組織化し行動化する組織的権力である。しかし、かれによれば、一切の政治権力はこの目的を、みずからが国家権力に転化することによってのみ実現することができるのである。換言すれば、権力集団が一定の地域の住民の共同生活にその意思を確実に強制しうる唯一の道は究極的な権力である国家権力によって達成されることになるのである。国家権力は、国家機関によって制定され恒久化された諸体系を統制する点において、多元的な小集団の行使する権力に優位するからである。この意味においてすべての政治権力は、機能上国家権力になろうとするものといわれているのである。ここで注意しなければならないのは、国家をふくめてすべての集団に組織権力が付属しているということである。その組織権力が政治的に作用する場合を指して政治権力といっているのである。政治的に作用するとは地域社会的共同活動の組織化・行動化である⁽¹⁰⁾。

しかしながら、かれの政治権力の概念は、あまりにも狭く地域社会的権力に偏し過ぎており、これでは、今日のいわゆる機能的政治集団あるいは政党のもっている組織権力でさえも政治権力の概念でとらえることは困難となるであろう。それは、これらの政治権力は、究極的には、国家権力に転化する以外に機能できないことになり、この限りにおいて、国家権力と別に政治権力を定立する意味がなくなるであろうからである。しかし、地域社会に対するかれの着眼は社会の全域にわたってこれを統制する政治権力であることに国家権力の最大の特徴がある。このような特徴は他のいかなる政治権力ももっていないのである。したがって、国家権力は政治権力としてもっとも包括的であり、根本的であって、他の政治権力をそのなかに吸収し統合していくものである。それ故に、

政治権力と国家権力との差異は、たんに政治権力の行使主体の相違にのみつきるものではないのである⁽¹⁾。

国家権力と他の政治権力とのもう一つの重要な差異は、国家がその市民におよぼす権力は、無制限であるということができるのである。その性格を分析してみてもわかることは、人々の行動の諸準則をおしつける一つの方式であり、この準則によって、人々はその生活を規制していかなければならないのである。国家はその命令にそむけば、国家はわれわれを罰するのである。

〔註〕

- | | | | | |
|---------------|---|-------|-------|----------------|
| 1. ラスキ著 横越英一訳 | 政治学入門 (An Introduction of Politics, 1931) | 1968年 | 創元社 | p. 18. |
| 2. 丸山真男著 | 現代政治の思想と行動 | 1969年 | 未来社 | p. 440~445 参照. |
| 3. 松下圭一著 | 市民政治理論の形成 | 1970年 | 岩波書店 | p. 143~144 参照. |
| 4. 松下圭一著 | 同著書 | | | p. 39. |
| 5. 中村義知著 | 現代の政治 | 1970年 | 法律文化社 | p. 134~136 参照. |
| 6. 松下圭一著 | 前掲著書 | | | p. 411. |
| 7. 中村義知著 | 前掲著書 | | | p. 137 参照. |
| 8. ラスキ著 横越英一訳 | 前掲著書 | | | p. 30. |
| 9. ラスキ著 横越英一訳 | 同著書 | | | p. 27. |
| 10. 秋永肇著 | 現代政治学Ⅱ | 1962年 | 富士書店 | p. 109~110. |
| 11. 中村義知著 | 前掲著書 | | | p. 138. |

4. 国家権力の正当性

国家はなぜその意思を強制できるのであろうか。国家の命令を受けたものはその支配の正当性を信じる限りにおいてはじめて服従するのではなくして、通常はただ慣性的、受動的に、与えられた支配秩序に従っていることが多いのである。すなわち、事実上かれらを取りかこんできた秩序が、やがてそのまま、正当な規範的意味をもつようになってくるのである。そして、さらに一定の秩序が人間の歴史的経験の変化にともなって、その正当性の内容を変貌していくのである。人類の初期の経験では、もっとも一般的な考え方は、神学的ともいえるものであった。法は、神がその法のもとに生活している人々に与えた一群の神聖な規則であって、それは、神の靈感を内容とするが故に服従に値するということである。このようなものがモーゼ (Moses) の法であり、また、太陽神がハムラビ (Hammurabi) に授けた法典であった。このような法を侵せば神の怒りにふれるという理由で、人々は服従を求められたのである。もっと進んだ時期、たとえば、ローマ法の時代になると、法の原則は事物の究極の本質から生れたものであり、したがって、人々の行動はこの原則にかなったものでなければならないという根拠にたって、法への服従が進められることとなるのである。このような宇宙論的見解はトマス・アクィナス (Thomas Aquinas) のそれに近いのである⁽¹⁾。かれにとっては、法は、この宇宙を計画し支配している神の理性が、それに映しだされている鏡である。人々はこの法に従うべきであり、それに従うことによって、人々は自己の行動を、世界の善なる秩序の基礎にある神の計画に、適合させているのである。カント (Immanuel Kant) の見解もまたこれによく似ているのである。カントは、法を他人の最大限の自由をそこなうことなくして、各人の最大限の自由を実現させる格律の体系であるとみているのである。また、ヘーゲル (George W. Hegel) についていえば、歴史の行程とは、国家の発展のうちに実現される、より大なる自由への不断の展開の理念であるとするとき、かれの宇宙論ともなるのである⁽²⁾。

こうした理論はすべて、同じ特徴をもっているのである。法の認証を人間の手ではどうすることもできないものの手に委ねている、ということである。すなわち、自分自身の経験をもとにして、慎重に自覚して、法の制定にあたるものとは考えていないのである。これは人間世界がつねに変動

するだけでなく、また、つねに新しくなるという事実を無視しているのである⁽³⁾。

さて、われわれは、前述のような法の理論がつねに多数の者が少数の者のために生存している社会秩序を正当化しているということに気がつくのである。たとえば、ヘーゲルにとっては、プロシア皇帝に服従することが、人間の自由がもっとも完全に実現されることになるのである。この見解は、非常にかたよった、狭い経験から生れた考え方を、社会の他の人々に押しつけるものである。

このような理論は、その本質において比較的単純なものである。法は人間がその拘束力に同意しなければ、人間を拘束できないのである。したがって、国家がどのような体制をとろうと、その法令に効力を与えているものは、人々が法令を構成する基礎となっている諸原則に同意しているという事実である。同意にもとづいて国家をつくると、国家の法は、その市民を拘束する権利をもってよいはずである。もしもそうでなければ、法は露骨な強制となり、道徳的理由づけをも与えなくなってしまうであろう。その典型的なものとして、社会契約説 (Théorie de contrat social) がある。社会契約説は、人々が国家をつくり、それに命令を発する権力を与えることに同意したというのである。ホッブス (Thomas Hobbes) やロック (John Locke) において然りであり⁽⁴⁾、その典型としてのルソ (Jean J. Rousseau) は、国家は人間の同意によって全能のものとして現われるのであるが、それが活動する場合には、その活動のいちいちの局面では、国民のそれぞれの意思が国家の意思を形成する、ということになるのである (一般意思 *volonté général*)⁽⁵⁾。すなわち、国家は、つねに国民投票によって運営され、国家の法が国民を拘束するのは、国民みずからこの法の実質的内容をつくっているからである、というのである。しかしこの語は、まず、共同社会の一般的な思想が活動する領域とその時間帯をとともに、必ずしも考慮に入れたものでないといわなければならないのである。思想の過程の長期的な性質は、基本的事実である。パーク (Edmund Burke) はこの事実をつぎのような言葉で述べているのである。「人間はもともと愚かで、かつもっとも賢い存在である。個人は愚かである。大衆は、かれらが思慮なしに行動する場合には、さしあたって愚かである。しかし、人類は賢い。そして、それに時が与えられたならば、人類としてはほとんどつねに正しく行動する。」⁽⁶⁾ と。もし、われわれが人類を社会におき換えたならば、かれらの所説は疑いもない真理の表現である⁽⁷⁾。人々が同意したから、法に服従しなければならないという形で、法の要求を正当化する理論は、だれも否定できないであろう。しかしわれわれは、このような理論がもっている重大な欠陥を見逃してはならないのである。この理論が求めているような原始的社会契約については、なんらの証拠があるわけではないのである。国家はつくられたものではなくして成長してきたのである。また、国家の活動は同意だけにもとづいておこなわれるものではないのである。問題によっては反対意見をもつ者をも納得させなければならないこともあり、今日の大規模国家においては代議政治が、実際に国家の意思を表現するための唯一の形態となってしまったということも事実である。ここで契約説の支持者は、暗黙の同意のうちにとっているのである。しかし、同意は熟慮した意思活動であるから暗黙以上の積極的ななにかが必要なことは明らかである。しかも、人々が法をつくるとき同意しておいて、後になって同意を取消すということになると、法はそれでもなお有効であろうか。同意を取消す権力は、法の執行を不可能にしてしまわないであろうか。勿論どんな法令の体系もそれが強制をとまなうことが少なければ少ないほど、それだけすぐれたものであろうけれども、そんな社会を考えることはできないのである⁽⁸⁾。

近代国家がまず絶対君主制国家として発足してきたことは周知の通りである。その際、絶対性とは、君主が主権者として法律の拘束から脱しているということ、すなわち、当時の状況からいえば、君主が、かれのみが決断する政治的理由によって、等族身分の正当な要求および既存の特権や協定を蔑視することができるという点に、換言すれば、国家の利益、公共の福祉はどこに存し、そしていつそれが既存の法の破壊・排除を要求するかを決断するのは、主権者である君主のみである

という点に存していたのである。権力のこのような絶対性は、君主が倒れて国民がこれに代っても、なんら変るところのない力、いな一層高められた力をもって継続するのである。国民から由来する国家権力は、理想的な絶対性を獲得したのであり、そして、今日では国家がかちえたこの実力と国民の承認を基礎として、あらゆる法が国家化し、国家権力の最強の技術的手段となり、かつ自己聖化の手段となっているのである⁽⁹⁾。そして、国家の行動は、究極的には、至上命令的な性格をもった行動であり、その市民はだれ一人として、法的にはそれを逃がれることを許さないのである(強制)⁽¹⁰⁾。それではなぜ国家はそのような権力をもっているのであろうか。国家権力が正当化されるとすれば、それは、国家がなしとげようとしていることを理由にするよりほかないであろう。国家は個人的なまたは団体的な利益など錯綜したさまざまな利害を統轄しているのである。すなわち、国家についていえば、それが権威を維持できるかどうかということは、国家が自己に向って提起される国民の効果的要求(effective demand)を満足させることがあるかどうかによってきまるのである⁽¹¹⁾。国家が忠誠を要求しようとするならば、それは明らかに、社会の要求を質のうえで最大限に満足させる力を基礎としなければならないのである。国民は、たとえば、身体と財産の安定を要求するのである。そうすると、国家の法令はこの要求の方向をとるのである。そうした法令は強制の力をもち続けることができるのである。われわれは、国家がこの目的をもっともよく達成できるように、国家の活動に必要な諸制度をつくらなければならないのである⁽¹²⁾。

したがって、法令は国民の願望をどうすれば政治権力の中枢部に感受させることができるかを心得ている人々の欲求を反映するであろう。つまり、国家に向ってなされる国民の要求は、広範で、かつ互いに競合しあっているが、それらのなかから、ある欲求だけが選びだされて法令の用語に翻訳されていくのである。この選択の基準は不変のものではなくして、時と所に応じてこの基準の働きかたがきまるのである。それでは、ある特定の時と所で、このような要求を効果あらしめるのはなんでであろうか。それはこの要求が合理的であったからというであろう。しかし、国家はしばしば合理的な要求に対して法的効力を与えることを拒み、逆に、理性ではどうしても正当化することができないことが明らかなような欲求を受け入れてきたからである。それは、欲求の実質が必要であったからというのが一層明白な根拠であろう。そこで、一般論としては、特定の国家の性格が、その支配下の社会でどのような経済体制がおこなわれているかによってきまるものだといえるであろう。どのような社会体制も、経済的支配を意のままにしようとする戦いにほかならないのである。この支配力をもっている人々は、それをもっている度合に応じて、自分たちの願望を実現できるからである。したがって、法律とは、これらの願望に法形式という表現を与える諸関係の体系である、ということができ、国家は経済体制を支配している人々の願望を表現しているのである。国家は、その活動のなかで、必ずしもまじめに一般的福祉を追求しているのではなくして、広い意味で、社会の支配階級の利益を追求しているのである。しかしこれらの見解は、国家の一般的性格を説明しているのであって、その行動の細部を説明しているものではないのである。概していえば、権力を掌握している階級が、その権力をどこまでも駆使することは非常にまれである。かれらは反対者から新しい均衡関係への同意をとりつけなければならないのである。また、国家の立法は国家の名において行動する階級の欲求に関係していることが多いのである。それは支配的な経済階級が国家を使ってかれらの利益を守るために、もっとも都合のよい法令を決定的なものにしあげるのである⁽¹³⁾。しかしながら、欲求を実現させる力が国民の間で非常に差がある場合に、国家の目的は実現できないのである。この点から考えると、国家の法的命令が活動するとき、そこには全く形式的な意味以外にはなんら正当性をみいだせないのである。そこで、服従を要求してよいかどうかは、法が個々の国民生活に対してなにをなしているかによってきまるのであり、この結末を判定できるのは国民だけであり、それ故に法が正当かどうかは国民の判断によってきまるのである。そして、

法に反抗する権利は社会のとおきの力であって、国家の勢力の均衡を変えようと正当に努めることができるのである。したがって、法は服従を要求するものであるが、法の結末を経験してみてもその欲求は確認されるのである。法の欲求するところと、個人あるいは集団がその経験からひきだす規則の欲求するものとの間には、本質的な相違があるのではなくして、法の命令に服従させるためには国家が力を適用するということだけである。国家の規定する規則の強制力は単に力からくるに過ぎないのである。しかも力には本来道徳的内容は欠けているのである。国家の主権は、それが国民に与える生活の質に作用されるのである⁽¹⁴⁾。

〔註〕

1. 原田綱著 政治思想史概説(1) 1970年 有斐閣 p. 146~147 参照
Thomas Aquinas によれば、宇宙は、頂点としての神から最低の存在にいたる、一の位階制を構成している。しかし、すべての存在物は、それぞれの性質に応じてもっとも自然的な完全形態を求めつつ、相互に作用しあっている。神が世界を、精神が肉体を支配している如く、一般により高級のものが、より下級のものを支配する。……されば、この宇宙構成は目的論的であり、一つの目的への従属体系をもっている。……すなわち、社会は目的的な組織であるが故に、より高いものが、より低いものを支配・統制し、後者は前者に奉仕する。しかも支配者は全体の公共善に寄与しうする点においてのみ認証される。その支配者権力は人間生活の秩序確保のために、神から派生したものであるから、その共同社会に対して負わねばならない奉仕的使命を持っている。
2. 原田綱著 西洋政治思想史 1969年 有斐閣 p. 330.
3. ラスキ著 横越英一訳 政治学入門 (An Introduction of Politics, 1931)
1968年 創元社 p. 30~34.
4. 原田綱著 前掲著書 p. 194・p. 223 参照.
5. 原田綱著 同著書
6. 代表についての1782年5月7日の Edmund Barke の演説 Rivington edition of his work, vol. x, p. 97.
7. E・バーカー著 堀豊彦外訳 政治学原理 (Principles of Social Political Theory, 1951)
1969年 p. 247.
8. ラスキ著 横越英一訳 前掲著書 p. 35~38 参照.
9. 加藤新平著 国家権力の正統性 1950年 弘文堂 p. 26~27.
10. 強制とは、強制される者の意思に無関係に、あるいは意思にさからってでも一定の行動をさせ、または、させない能力である。権威とは、被治者の同意を獲得する力である。権威の本質は承認の潜在力 (potentiality of assent) である。しかし、権威の基礎はなににあるのか。この点について Harold J. Laski (An Introduction of Politics, 1931) は、権威の基礎をもって、究極的には、個人の利益、福祉の増大であると考えているのである。その意味で権威と政治権力の正当性イデオロギーとを混同してはならないのである。たしかに権威と正当性とを同視する学説もあるが、政治の現実にも照らしてみても必ずしも同意ではないのである。権威の存在は、最低限、事実として権力の命令が一般に受容されるという状態で足りると考えられるのである。
11. 中村義知著 現代の政治 1970年 法律文化社 p. 143.
12. ラスキ著 横越英一訳 前掲著書 p. 39.
13. ラスキ著 横越英一訳 同著書 p. 20~22 参照.
14. ラスキ著 来住正三訳 政治学入門 1965年 南雲堂 p. 49~51 参照.

5. む す び

われわれは他の人々とともに、一つの社会に住んでいるのである。この社会は、他のあらゆる形式の人間の集団と関係を保ちながら、われわれが国家とよんでいる一つの統一体に統合されるのである。一つの国家として、既述のように、その事務はわれわれが政府とよぶ一団の人々によって処理されるのである⁽¹⁾。

社会は自分たちの相互の欲求の満足のためにともに住み、ともに働いている人間の一集団の意味に解するのである⁽²⁾。人々が満足させねばならない基本的欲求は、経済的性格をおびるのである。かれらはよい生活をはじめの前に、まず自己の生活の資を稼がなければならないのである。しかし、単なる欲求のほか、宗教的・文化的・家庭的な種類の欲求があつて、その満足は人間の社会的本能を通じて可能となるのである⁽³⁾。そのうち、われわれが関係をもつ社会は政治、心理、言語

などの伝統、そのほかなんであろうと、人類の他の部分からかれらを判然と分離するものをもって
いるために、他の集団から区別される人間の集団である。われわれが主として問題としようとする
社会は、歴史の久しい時期にわたって、民族国家の形式をおびた社会である。

国家は、かかる種類の社会、つまり、この社会の構成員であるあらゆる個人または集団に対して
合法的に最高な一つの強制的権威をもつことによって結合された社会である。いかなる民族社会
も、つねにその限界内に個々の人々がいるだけでなく、かれらの関心をもつところの宗教的・経済
的・文化的・政治的なあらゆる種類の目的を促進するために団結した人々の団体であることがわか
るのである。かかる社会が、個人と集団とが従わねばならない生活様式がかれらのすべてを拘束す
る一つの強制的権威によって限定されているとき、すなわち国家である。国家は、既述のように、
政府と被治者とに分かれる一つの地域社会であって、その被治者は個人であろうと集団であら
うと、いずれもその関係はこの最高強制権力の行使によって決定されるのである⁽⁴⁾。この権力が主権
とよばれるものであって、国家が他のあらゆる形式の団体から区別されるのは、主権をもっている
点である。その意思は一つの挑戦を許さない意思であり、分割することも譲渡することも認められ
ないのである。ボーダンがいったように、国家はあらゆる者に命令をくだすが、何者からも命令を
受けないが故に主権的である。したがって、その命令は法であり、法として、その管轄圏内にふく
まれる人々のすべてを拘束するのである⁽⁵⁾。すなわち、人々は法律的には国家の命令に従わねば
ならないし、その生活のあらすじは、国家のおしつける規準によって定められるのである。その規準
が法律であり、国土内に住むすべての人々にその規準を強制する力こそが、国家の本質である。そ
れは国家以外の集団（労働組合、教会など）は性格上任意団体であって⁽⁶⁾、ある個人を束縛でき
るのはただその人が団体の一員である場合だけであるが、その人が国家の住民となると、法律的には
その人は国家の命令に従うほかはないことは既に述べた通りである。いわば、国家は近代社会組織
の頂点であり、国家が他のあらゆる形の社会集団に優越しているところにこそ、国家の特性をみい
だすのである⁽⁷⁾。

つぎに、国家はある一定の社会の集団的生活を組織する一方法である。なんとなれば、国家の強
制権力は最高の力であるから、理論上、国家がその性格を規定しようとしなような活動はないか
らである。近代国家の顕著な機能を一寸みただけで、それがどんな程度まで個人生活に滲透して
いるかを認識することができるのであり、市民はいたるところで国家活動の網にからまれているの
である⁽⁸⁾。しかし、個々の市民がいかに国家に直面するかが重要である。あらゆる制度は人を通じて
活動するのである。したがって、国家はみづからが自由に行動しうる最高強制権力を国家の名にお
いて運用する一団の人々を必要とするのである。この一団の人々を政府と称することについては既
述の通りである。政府はそれ自体が最高強制権力ではなくして、ただ、この権力の諸目的を遂行す
るために存在する行政の機構に過ぎないのである。それは国家が主権的であると同じ意味では主権
的ではないといわれているのである⁽⁹⁾。しかし、現実に国家を機能させている政府は、国家機能の
歪曲を避けて、政府と国民の自由との対立の可能性を解消するために、個人あるいは団体は自分た
ちの要求を政府に伝達して政府の構成的な性格に対応しているのである⁽¹⁰⁾。

既述のように、現実の人間にとって社会の規則・制度は既に存在しているものであり、大多数の
人々はめったに検討したこともない意思に従って、自分達の意思をきめるのである。社会生活の特
徴は、少数者の意思への多数者の思慮なき服従である⁽¹¹⁾。国家（政府）の行動は市民にとって等
しく重大である。そして、国家意思は、市民全体が政府意思の命令を受け入れたときの、政府の意
思を意味するのである⁽¹²⁾。政府の意思は市民の判断を媒介として国家意思となるのである。

それでは、国家は国家意思をどうして強制できるのかという権力の正当性の問題が生じてくるの
であるが、すでに、国家権力の正当性のところで歴史的観点に重きをおいて論述したので、ここで

は、別の観点より正当性の本質について省察することにしよう。

正当性は、権力が社会的に承認される妥当根拠を提供して、事実としての権力を、権利としての権力、つまり、服従を要求する権力にまで高めるものである。したがって、正当性は権力および政治体制の安定に資するものである。人々はある権力が正当性をもっていると信ずるときにのみ、それに対して包括的な承認を与えるのである。それと同時に、権力もまたその権力支配を確立し、存続させるためには、その正当性を主張し、強調するのである。そこで、正当性の内容をなすものはなにかということになると、ウェーバー (Max Weber) の分類が、今日では広く利用されるのである。かれは正当性を形成するものとして、カリスマ (Charisma)、伝統、合法性の三つの理想型があると説いているのである⁽¹³⁾。この最後のものが近代国家における特徴的な支配形態である。すなわち、それは古くからの伝統の権威やある個人の非凡な人格の権威に対する服従というような非合理的な性格をもった正当性信念によって支えられるところのものではなくして、予め制定された合理的な規則により支配権限を与えられた者が、同じ予め制定された一般的合理的な規則に準拠しておこなうところの支配であるから正当であるという合規則的支配である点に特徴がある。したがって、近代国家は非合理的な伝統や、人的支配にともないやすい恣意の拘束を最大限に払いのけて、できる限り客観的、非人格的な規範による支配という理念のうえに築かれているのである。

このような要求が生じてきた最大の理由は、いうまでもなく、近代の合理的資本主義が、前代の非合理性を排除して、その確実な予測可能性を追求しなければならなかったという事情や、近代市民層のこの経済的利害関心とを一般的経済的背景としながらも、その他種々の歴史的起源より流れきてきているところの国民の権利の保障という要求であった。

正当性といえば、本来は、なんらかの倫理的価値を指示するところの一つの倫理的概念であると考えられるのであるが、合法的支配の場合においては、一般的客観的規則への適合性 (合法性) が、より高次の一切の権威を排除して、そのまま直ちに正当性の代用物として適用してきたのである⁽¹⁴⁾。

合法であるから正当であるという信念が普遍化したのは、絶対君主制が打倒された後、近代の権力分立主義の法治国家においてであった。それは絶対君主の恣意的支配に対する闘争において、人々は、国民が法律の制定に参加し、他の一切の国家権力の発動がその法律に従ってなされるような体制をつくりあげることにより、この合法性を通じて正当性を確保しようと考えたのである。すなわち、法律は、国民自身がその作成に当って参加しているから正当なのであり、国民の総意は、やがて倫理的に正当な、一切の社会的価値を現わした社会的実践理性であり、国家権力の発動はそれを遵守する限り正しいということができよう。

近代市民階級がすでに政治的勝利をおさめて権力を掌握するにいたった後においては、当初の革命的精神は忘れられて、ただ、かれらの経済的自由活動を保障する条件としての、法的安全、予測可能性への利害関心だけが圧倒的に支配するようになり、このようにして形式的合法性尊重の思想と感覚だけが拡がっていくのであるが、絶対主義との闘争の頃においては、いうまでもなく、不可侵の正義の要求としての自然法的人権の思想が強く脈を打っていたのである。そして、国民の総意 (一般意思) による立法は、その当時の人々がいっていたところのこの正義の思想、自然原理を實現するものと考えられていたのである。既述のようなルソーの民約論における一般意思説などは、その典型的な理論的表現であるとみられるであろう⁽¹⁵⁾。要するに一般意思とは、正義を体現した意思であり、そして法律は一般意思の行為である。このことからわれわれは、その当時における法律と真理や正義との結びつきに対する感覚を推察することができるであろう。

自然法思想が勢力を失い、代って歴史主義、実証主義の理想が時代精神を支配していくにつれて、もはやなんらかの超越的価値原理による法や政治の正当性批判の意識は退き、形式的合法性が正当性の代用をなしていくのである。

合法性の強調は確かに近代国家においては重要なことであるが、合法性と正当性を同視するあまり、いわゆる法実証主義へと傾くにいたったのである。したがって、今日の国家においても、形式的合法性は必ずしも実質的正当性を保障しないことを注意すべきであろう。実質的にいって正義に反するような悪法がある場合、その合法性にもかかわらず、これを非正当として服従を拒否しなければならないこともありうるし、また、革命などによってできた支配権力は、その非合法性にもかかわらず、より深い実質的正当性をもつ人々によって承認されることもありうるであろう。したがって、合法的支配は合理的支配であるといわれるが、その場合の合理性は、単なる形式的合理性としての合法性にとどまらず、社会の価値を映ずる実質的合理性でなければならないのである⁽¹⁶⁾。

そこで、人々が権力行為の倫理的正当性の問題として出発したこの問題が、制度の問題とからみ合わされて、普遍妥当的な抽象的理論の確立に進み、実証主義の時代には、合法性が正当性の代用をなす時代へと転換していったのである。そして、われわれが国家制度の必然性を承認する以上、いわば手段として要求される国家そのもののうえに、また、価値がおかれることは当然のことであり、国家の維持発展のためには、時として正当に現在の構成員の幸福の犠牲が要求されることがある。国家の場合には、個人の道德生活の場合とことなり、その存立維持をはかることは至上命令であり、国家的威信の発揮もその正当な目的として是認されなければならないのである。国家理性のはばかるところのない遂行は決して許すことができないにしても、そのすべての決定は、政治の正当化ではなくして、むしろ政治そのものの否定に終るであろう。国家の運命、独立、強弱は、国民にとっては非常に重要な問題であり、ある場合には国家的見地が正当性の規準として通用するのである。しかし理論上からいえば、それはあくまでも第二次的価値の観点から、一切の長期的行動を規律されるのでなければならないのである。

民主主義の政治理念が、歴史が辿りついた最高のものとされている今日、それを決定するのは国民の意思である。国民の意思は、絶えず流動しつつある不定形のものであり、一定の正しい方向へ指導形成されていかなければならないのである。それは高度に進んだ現在でも決して理性的なものではなくして、そのときどきの多数意思によって変化するのである。ときとしては自由意思によって自己の自由を失うことさえもできるのである。このようにみえてくると、正当と認められるものは、国家の構成員である個人の人格価値・自由の究極のものとする個人主義的世界観であるということができよう。そして、そこから究極の価値を最大限に実現するような個人を越えた国民的全体である国家に重点をおくとき、その権力と権力行使の仕方が正当であるという原理的基準が生れてくるであろう。しかし、人間の認識能力は不完全であり、とりわけわれわれがそのなかにまきこまれている社会のことについては、完全に客観的な、なにものにも制約されない全面的な比較検討は不可能である。したがって、政治は、つねに厳しい現実のうえにたたなければならないのである。

そこで、われわれは国家権力の正当性の問題が、真に有意義な問題であり、これが過去にかかわるところの問題というよりは、現在と将来の実践にかかわる問題として把握すべきであり、また、単に、ある自明の一定の具体的な共通目的を前提としたうえで合目的性だけの問題としてではなく、理想そのものにかかわる問題であることを思うとき、資本主義的社会経済体制ないしは秩序とのかかわりを無視して、この問題の解明をおこなうことは不可能である。現在では、政治が関係するほとんどすべての重要な問題は、直接または間接に、現在の社会、経済体制の問題と深く結びついており、国際問題についても同様であろう。

以上のように問題となるそれぞれの立場のとる政治的志向の内容的正否は、歴史の審判のもとにおかれるであろうし、国家権力の正当性は、広範な、日々の歴史的経験に照らして決せられるであろうというほかはないであろう。

〔註〕

1. Harold J. Laski, Grammer of Politics, 1925 p. 57.
2. Harold J. Laski, ibid., p. 17.
3. Harold J. Laski, ibid., p. 24.
4. Harold J. Laski, ibid., p. 21.
5. Harold J. Laski, The State in Theory and Practice, 1935 p. 22.
6. Harold J. Laski, Grammer of Politics, 1925 p. 37.
7. ラスキ著 来住正三訳 前掲著 (政治学入門) p. 13.
8. Harold J. Laski, The State in Theory and Practice, 1935 p. 23.
9. Harold J. Laski, ibid., p. 23.
10. 横越英一外著 ハロルドラスキ・研究 政治学研究叢書(1) 1968年 頸草書房 p. 90~94 参照.
11. Harold J. Laski, Grammer of Politics, 1925 p. 19 前出.
12. Harold J. Laski, ibid., p. 29.
13. マックス・ウェーバー著 世良晃志郎訳
 経済と社会 支配の社会学 I (Wirtschaft und Gesellschaft,
 Grundriss der verstehenden Soziologie, 1956)
 1971年 創元社 p. 33~47 参照.
 1950年 改文堂 p. 14~15.
14. 加藤新平著 国家の正統性 1950年 改文堂 p. 14~15.
15. 飯坂良明著 政治学 1965年 日本放送協会 p. 45.

(昭和47年 7月12日受理)

